

『安全・安心な食糧の安定確保に関する構想』【概要版】

構想の背景・趣旨

日本の食料自給率（カロリーベース）は38%（令和3年度）であり、食料の約6割を輸入に依存している現状に加え、都市部に位置する本市は農地が極めて少なく、食料価格の高騰、世界的な凶作や輸入の途絶等の不測の事態に対応するために市民の食料確保が重要になってくるが、本市単独で市民の食料を確保し、安定的に供給をするのは困難な状況にある。

また、農山村においては、農業従事者の減少、高齢化、休耕地の増加などが進み、農業生産基盤がせい弱化している。

さらに、減農業での農作物の生産や有機農業などの環境保全型農業の推進が求められていることに加え、近年、一般的な認知が進む医食同源の考え方のもと、食の安全・安心への意識は高まっている。

このような中、国においても『食料・農業・農村基本法』を制定し、食料の安定的な供給体制の構築をめざした各種取組みの推進や、令和3年には、『みどりの食料システム戦略』を策定し、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各ステージにおいて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立実現に向けた方向性を示しており、農業の持続的発展及び農村の振興、食料自給率の改善のためには、国の動向に応じ、地方自治体においても取組みを推進していくことが重要となってくる。

こうした背景のもと、本構想では、食料の中でも日本人の主食である米（食糧）の確保を最優先と考え、「平時ににおける安全・安心な食の提供」、「不測の事態に対応する安全な食糧確保」に向けた官官民連携による独自のサプライチェーンを構築することにより、日本の農業の持続的発展にも寄与していく。

めざす独自のサプライチェーン

生産者やその自治体と顔の見える関係を築くことで、市場価格に左右されにくい安定した食糧の供給ルートを確立し、それを本市の給食に提供するなど安定的な消費を生み出すことにより、農業の将来にわたる持続的な発展に寄与し、農産物の生産地となる川上から消費地となる川下をつなぐ共存共栄の関係を構築する。

また、顔の見える生産者に本市の食糧をつくってもらうとともに、農業や化学肥料の使用を抑えた農法や有機農法等に取り組んでもらうこと、市民に対する安全・安心な食糧の提供につなげる。

加えて、右下図のとおり、食糧をまとめて購入し保管しておくことで、食料価格の高騰、世界的な凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合においても食糧提供を可能とする、市民の暮らしを守る仕組みを構築する。

この独自のサプライチェーンの構築に当たっては、生産・保管・加工・消費までが効率的に運用できるよう、官官民連携による体制の確立をめざすものとする。

【先行事例】泉大津市×和歌山県橋本市×農家

『持続可能な農業の推進と安定的な食糧の供給・確保に向けた連携に関する協定』を締結し令和4年8月より、「農業・化学肥料等の使用を抑制した安全な農業の推進」、「有機栽培による農業の実現に向けた調査・研究」等6項目を連携事項として定め、橋本市の水田や畑を活用し、本市の小中学校の給食への米等の提供や農業体験交流を進める。

◆橋本市

- ◆休耕田の復活
- ◆生産者の所得の安定
- ◆付加価値の高い米の生産への転換

◆泉大津市

- ◆安全・安心な米の給食への提供
- ◆食糧確保に向けた連携

自治体等との連携による共存共栄

連携自治体等

安定的に農作物を搬入
→安心して生産が可能

- ・農業の将来にわたる持続的な発展
- ・農家の収入の安定化
- ・農地、農業用施設等の活用
- ・担い手の育成・確保

泉大津市

安定的に食糧を確保

- ・平時に安全・安心な食（給食）の提供が可能
- ・市場価格に左右されにくい提供体制の構築
- ・不測の事態の際は市民への食糧提供が可能

サプライチェーンのイメージ（案）

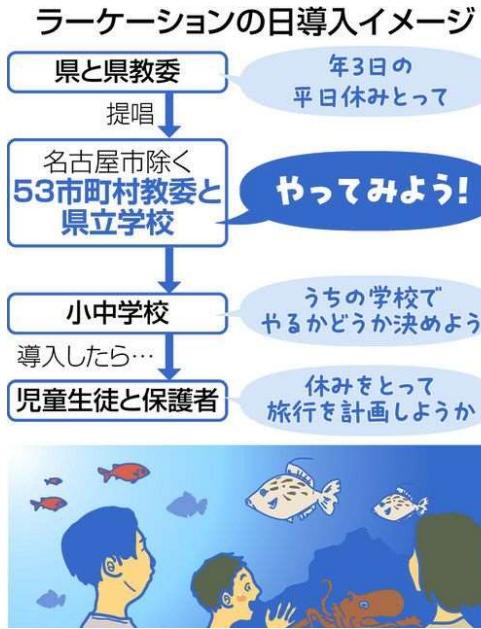
構想に基づき、自治体等の連携先を増やしながら、令和5年度より給食（米）での運用を開始する。また、その他の食料確保や食糧による市民への支援策、生産・保管・加工・消費までの効率的な運用体制の検討を実施する。

（「泉大津市からの食と農と健康を守るための取組」令和5年7月10日より抜粋）

資料-2

愛知の「ラーケーション」名古屋市除き導入 平日に学校休み家族で活動

(中日新聞 Web 2023 年6月9日より)



保護者の平日休みに合わせて子どもが学校を休み、家族で活動する機会をつくる新しい制度「ラーケーションの日」について、導入を呼びかけている県と県教委は、名古屋市を除く県内全五十三市町村が導入すると明らかにした。県立の全高校と全特別支援学校、十九市町の全小中学校がモデル事業として九月から取得できる態勢を整える。

ラーケーションの日は県独自の取り組みで、九月から本年度中に二日の休みを取得でき、欠席扱いにならない。授業を受けられなかった子どもは家庭で自習してもらう。保護者と子どもが相談して日取りを決め、事前にメールなどで学校に届け出る。家族で旅行に出かけることもできる。来年度からは年三日に増やす。

モデル事業の実施校では、保護者への制度の周知や学校を休む子どもへの配布物など事務負担増に対応するため、各校に非常勤の校務支援員を配置する。本年度末に保護者や子ども、教員を対象にアンケートを行い課題を検証する。

モデル事業の対象ではない小中学校では、導入すると決めて準備が整えば九月以降に始められる。このため、市町村によっては学校ごとに導入時期に差がある可能性がある。

一方、現時点で導入しない方針の名古屋市教委の担当者は「児童生徒の学習保障をどうするかの課題や、取得できる子どもとできない子どもが混在する懸念があるため」と理由を説明した。

県は今月の県議会定例会に、事業費六億八千万円を盛り込んだ一般会計補正予算案を提案する。大村秀章知事は五日の会見で「やれるところからやってもらいたい。無理強いはしないがニーズはある。学校の先生にも取ってもらいたい」と述べた。

ラーケーションは、ラーニング(学習)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語。

(この記事は、中日新聞社の許諾を得て転載しています)

資料-3

「宿題」やめた岐阜小の校長、「学校と保護者の役割の整理を」と語る真意
狙いは「自ら学ぶ力の育成」と「働き方改革」

(東洋経済 ONLINE 2022年12月8日より要約)

「一律の宿題」を廃止、きっかけは「教員の働き方改革」

「私も子どもの頃から宿題が嫌いで、3人のわが子を育てる中でもこの学習スタイルはどうなのかなと思っていた。やらされている感覚や、宿題をやらないと叱られるという感覚を、子どもたちに持たせたくないと考えています」そう話すのは、岐阜市立岐阜小学校校長の藤田忠久氏だ。社会が大きく変化している今、必要なのは未来を切り開いていく力であり、そのベースとなるのは自ら進んで学ぶ力だと藤田氏は考えている。だから、児童が自ら課題を見つけて自主的に学ぶ習慣を身に付けることを目指し、2022年度から「一律で課す宿題」を廃止して、児童とその保護者が主体となって進める「家庭学習」を提案した。しかし、実施に踏み切るまでには時間を要したという。2019年度に現在の学校に校長として赴任し、ようやく2021年度、あるきっかけが訪れた。1年生を担任する初任者教員から「宿題を見るのに長い時間を要するため、児童と触れ合う機会がなかなか取れない」と悩む声が上がったのだ。そこで藤田氏は、その学級の12月の懇談会に同席し、「教員が手を抜きたいわけではなく、宿題を見る時間を児童に寄り添う時間に充てたいので、家の学習は家庭にお任せしたい」と保護者に依頼。9割以上の保護者が出席していたが、意外にも反対の声は出なかつたという。赴任して3年間、全校体制での宿題廃止を表明できずにいたが、「受け入れてもらえるかもしれない」という感触を得た藤田氏。働き方改革のためにも、児童の自ら学ぶ力を育てるためにも、宿題廃止の実現を決意した。

反対や不安の声は少ないが、学級や学年の実態に合わせて対応

まずは2022年4月の職員会議で、教職員たちに方向性を示した。「教員と児童の信頼関係の構築を第一に考え、日頃から児童のよさや伸びを見逃さず、『自分でやれる』という自信を持たせたい」と、方針を共有。そして、そのためには学校と家庭の役割の明確化が必要だと説いた。「教員は授業で学力を育てるに専念し、家庭学習は一律の宿題を廃止して、児童とその保護者が考えて進める形にしたい。そう説明したところ、多くの教員が納得してくれました」保護者にも、通知を出して基本方針を示すほか、個人懇談で担任から改めて宿題廃止の意図や趣旨を説明。また、同時期にPTA役員会や学校運営協議会の場でも説明を実施した。保護者の不安の度合いも学級や学年によって異なったため、教員の対応も分かれた。叱ることはしないが、誰がどのような学習をしているのかは週に1~2回点検し、何も取り組めていない場合に本人や保護者に声をかける教員が多い。中には1人ひとりと面談し、学習内容や困り事を確認している学年もある。「今も学級や学年の実態に合わせて対応していますが、2023年度までには学年ごとの適切な関わり方を整理できるといいなと思っています」と藤田氏は話す。

「興味関心を深める家庭学習」に取り組むようになった児童も

宿題廃止から半年が過ぎ、「教員は家庭学習をやらないことをとがめるのではなく、子どもを認めて励まし、できたことを褒めていく。そんな期待していたサイクルが定着してきたと感じます。保護者の不安を払拭し、より方針を明確にしようと、学年ごとの学習時間の目安や学習内容などを例示した『家庭学習の手引き』を夏休み明けに示しましたが、子どもたちにも主体的に学習する姿勢がだんだんと浸透してきたように思います」家庭学習の手引きでは、習い事などの時間も家庭学習と捉えてよいとの考えも明記し、1人1台端末に入っている学習ソフト「スタディ・サプリ」の活用なども推奨。手引きはあくまで例示であり、学習内容は児童とその家庭の判断としている。実際、ユニークな家庭学習も見られるようになった。例えば、運動会の綱引きのコツを調べてクラスマートに「やってみよう」と呼びかけた6年生、魚の3枚おろしを1人1台端末で動画に収めて紹介する5年生など、自分の興味関心をより深めるケースが出てきた。また同校の児童が、「自分で決められる」「得意なことが伸ばせる」「苦手なことに取り組める」などの宿題がなくなったメリットを伝え、「漢字ドリルや計算ドリルでテスト勉強」「親子で選んだ問題集」「習い事の勉強」などに加えて「朝食や昼食作り」「給食のナプキンや袋作り」「タブレット端末でアニメーション作り」なども紹介すると、他校の児童は驚いていたという。

ただ、課題もある。「本校は、全学年2学級(1学級約25名)の編成です。新たな挑戦をしやすい規模であり、当初から宿題廃止に前向きな教員は多かったのですが、一方で自分のやり方を否定されたような気持ちになった教員もいました。教員の意識改革は、今後も課題だと感じています」

「学校・保護者・地域の役割」を整理する時期にきている

宿題廃止は、どの学校でもできるのだろうか。藤田氏はこう語る。「どんな子どもを育てたいのか、どんな力を身に付けさせたいのかを教員同士で共有すること。保護者には、先生が決して楽をしようとしているわけではなく、宿題を見るよりも児童に目を向け寄り添うことが大切であることを理解してもらうこと。この2つがそろえば、不安の声があっても反対の声は出でこないと思います」そのためにも、丁寧に話を進める必要はあるが、最も大事なことは理念をぶれずに語り続けることだという。「本校の場合、PTA会長や学校運営協議会会長が大きな力になってくれました。校長が本気を出せば味方してくださる方々は出てきます」と、藤田氏。また、保護者の自覚を促すことも大切だと語る。「保護者の責任として、わが子の学習状況や学力はきちんと見届ける必要があると考えています。学校が先回りして補習を行うのではなく、問題があつたら家庭が心配して学校に相談するというのが本来のあり方ではないでしょうか。まず家庭がどうしたいのか、考えてほしいと思っています。この先、教員の働き方改革の面からも、学校と保護者の役割を整理する必要があるでしょう」藤田氏はさらに、「地域も含めて大人の役割を見直す必要がある」と強調する。「例えば本校では、これまで下校の引率はコミュニティ・スクールの方々が協力してくれていましたが、高齢の方が多くコロナ禍で見守りができなくなりました。このとき本校は、保護者に協力を求めました。交通安全指導は学校の仕事ですが、通学の見届けは家庭の責任と考えるからです。教育現場は宿題の問題に限らず、子どもたちを大事に育てるには何をすべきなのかという視点で、大人たちの役割を整理する時期にきているのではないかでしょうか」

小中学校の授業を5分短縮、年間で計85時間を弾力的に運用へ…各学校の裁量で自由に

(読売新聞オンライン 2024年2月10日より)

文部科学省は小中学校の授業時間を見直し、学校の裁量を拡大する方向で検討を始める。授業時間を5分短くし、短縮分を各校が自由に使えるようにすることなどを想定している。文科省は次期学習指導要領への反映に向け、今年秋にも中央教育審議会に諮問する見通しだ。

小中学校の授業時間は、学校教育法施行規則に「標準例」として示されている。現在は1コマあたり小学校45分、中学校50分で、文科省はこれを小中とも5分短縮して小学校40分、中学校45分に変更することなどを視野に入れている。変更されれば、1958年の規則明示後、初めてとなる。

一方、年間の授業時間数は変えない方向だ。現在、小学校の4年以上と中学校は1015コマで、45分授業の小学校では年間約760時間、中学校は約845時間が授業に充てられている。授業が5分短くなれば、小学校、中学校ともに約85時間(5075分)の差が生まれ、これを各校が弾力的に運用できるようにする。

◆年間の授業時間短縮イメージ ※小学校高学年の場合



背景には、子どもの学力や教育環境の地域間格差が広がっていることがある。各校が画一的な授業を横並びで実施しているだけでは対応が難しく、裁量拡大によって学校現場の創意工夫を促す狙いがある。思考力育成を目指した探究活動や、基礎学力定着のためのドリル学習など各校がそれぞれの実情に応じて指導に生かすことを文科省は期待する。

次期指導要領は2027年に改定される見通し。すでに横浜市などでは小学校の一部で40分授業を行っており、文科省はこうした先行例を検証しながら、授業時間のあり方について検討を本格化させる方針だ。

中教審委員で、教育方法学が専門の奈須正裕・上智大教授は「学校ごとに課題は異なり、それぞれの実情に応じた指導をするには、裁量の拡大は必要なことだ。『45分』『50分』を基本としてきた授業の進め方も含め、学校現場には変化が求められている」と指摘している。